

やまぐち“とも×いく”アドバイザー登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き方改革に取り組む県内事業所等の身近な助言者である「やまぐち働き方改革アドバイザー」の登録者のうち、県内企業の育児休業取得に向けた職場環境づくりをサポートする「やまぐち“とも×いく”アドバイザー」(以下「とも×いくアドバイザー」という。)の登録等について必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 知事は、男女で育児・家事を分担し、共に希望に応じてキャリア形成との両立が可能となる社会を目指し、育児休業取得の促進や働きやすい職場環境づくりに向けた助言や提案を行う専門家をとも×いくアドバイザーとして登録することができる。

2 とも×いくアドバイザーは、やまぐち働き方改革アドバイザーのうち、県が実施するとも×いくアドバイザー養成講座又はこれに準ずる講習を修了した者とする。

3 登録の期間は設けないものとする。ただし、とも×いくアドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、知事は登録を取り消すことができる。

一 前項の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 本人から登録抹消の申し出があつたとき。

三 とも×いくアドバイザーの信用を害するおそれがあり、適格性を欠くと認められるとき。

(活動)

第3条 とも×いくアドバイザーは、各々の職務を通じて、育児休業取得促進に取り組む事業所等に対する助言、提案その他の支援を行うものとする。

(支援)

第4条 知事は、とも×いくアドバイザーに、やまぐち“とも×いく”アドバイザー登録証を交付するものとする。

2 知事は、とも×いくアドバイザーの氏名、事業所名、住所又は所在地等の情報を県のホームページ等で公表するものとする。ただし、公表を希望しない者を除く。

3 知事は、育児休業取得に向けた職場環境づくりに関する内外の動向、支援制度、研修機会等について、とも×いくアドバイザーに情報提供するものとする。

4 とも×いくアドバイザーは、「やまぐち“とも×いく”アドバイザー」の名称を、名刺やホームページ等で使用することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。